

30 資第 313 号
平成 31 年（2019 年）3 月 6 日

一般社団法人長野県産業環境保全協会 御中

長野県環境部資源循環推進課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の
施行について（通知）

日頃より、本県の廃棄物行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 29 年 9 月 4 日付け 29 資第 174 号「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について」により、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の指定等について通知したところですが、今般、別添のとおり、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長から廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年環境省令第 25 号）の施行について通知がありました。

改正内容は下記のとおりですので、御確認いただくとともに、貴会員への周知について御配慮願います。

記

1 水銀使用製品産業廃棄物の対象となる水銀使用製品及びあらかじめ水銀の回収が必要な水銀使用製品の追加

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「規則」という。）別表第 4 に掲げる水銀使用製品に 6 製品を追加するとともに、そのうち、水銀又はその化合物の割合が相当の割合以上であり、あらかじめ水銀の回収が必要な水銀使用製品産業廃棄物の対象となる水銀使用製品として、規則別表第 5 に 3 製品を加えるもの

【規則別表第 4 に追加する 6 製品】

- 放電管（水銀が目視で確認できるものに限り、放電ランプ（蛍光ランプ及び HID ランプを含む。）を除く。）
- 水銀圧入法測定装置
- ガス分析計（水銀等を標準物質とするものを除く。）
- 容積形力計
- 滴下水銀電極
- 水銀等ガス発生器（内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。）

【規則別表第 5 に追加する 3 製品】

- 放電管（放電ランプ（蛍光ランプ及び HID ランプを含む。）を除く。）
- 容積形力計
- 滴下水銀電極

2 廃水銀等を排出する特定施設の改正

規則別表第4に掲げる水銀使用製品に水銀圧入法測定装置が追加されることとなるが、引き続き水銀圧入法測定装置を有する施設において生じた廃水銀等が特別管理産業廃棄物として取り扱われるよう、規則別表第1の4に掲げる「水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品を除く。）」に水銀圧入法測定装置を含めるもの

資源循環推進課廃棄物審査係

課長 伊東 和徳 担当 山崎 千晴

電話：026-235-7164（直通）

FAX：026-235-7259

E-mail junkan@pref.nagano.lg.jp